

使用許可を行う場合の申請、許可については、昭和33年1月7日付蔵管第1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱いの基準について」通達別添1及び別添2によりますが、事業者の提案により条件の変更、追加を行うことがあります。

平成 年 月 日

殿

申請者 住所
氏名

国有財産使用許可の申請について

下記のとおり行政財産を使用したく、関係資料を添付して申請します。

記

- 1 使用しようとする財産
所在
区分
数量
- 2 使用しようとする理由
- 3 利用計画（事業計画）
- 4 使用しようとする期間
- 5 その他参考となるべき事項

国有財産使用許可書

使用者住所

氏名

殿

許可者

部局長氏名

印

平成 年 月 日付をもって申請のあった当局管理の国有財産を使用することについては、国有財産法(昭和23年法律第73号)第18条第3項及び第19条の規定に基き、下記の条件を付して許可する。なお、この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に (処分庁に上級行政庁があるときは、その直近上級庁を、処分庁に上級行政庁がないとき又は処分庁が主任の大臣若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは処分庁を記入する。) に対して審査請求(処分庁に上級行政庁がないとき又は処分庁が主任の大臣若しくは外局若しくはこれに置かれる庁の長であるときは、異議申立てとする。)をすることができる。

記

(使用許可物件)

第1条 使用を許可する物件は、次のとおりである。

所在

区分

数量

使用部分 別図のとおり

(指定する用途)

第2条 使用を許可された者は、前記の物件を の用に供しなければならない。

(使用許可期間)

第3条 使用を許可する期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

ただし、使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了2ヶ月前までに、所定の様式により部局長に申請しなければならない。

(使用料及び延滞金)

第4条 使用料は、 円とし、当局歳入徴収官の発する納入告知書により、指定期日までに納入しなければならない。

2 指定期日までに使用料を支払わないときは、その翌日から納入の日までの日数に応じ、年8.25%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

(使用料の改定)

第5条 部局長は、経済情勢の変動、国有財産関係法の改廃その他の事情の変更に基づいて

特に必要があると認める場合には、使用料を改定することができる。

(物件保全義務等)

第 6 条 使用を許可した物件は、国有財産法第 18 条第 3 項に規定する制限の範囲内で使用させるものであり、使用を許可された者は、善良な管理者の注意をもって維持保存しなければならない。

2 前項の維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、使用を許可された者の負担とし、その費用は請求しないものとする。

(使用上の制限)

第 7 条 使用を許可された者は、使用を許可された期間中、使用を許可された物件を第 2 条に指定する用途以外に供してはならない。

2 使用を許可された者は、使用を許可された物件を他の者に転貸し、又は担保に供してはならない。

3 使用を許可された者は、使用を許可された物件について修繕、模様替その他の行為をしようとするとき、又は使用計画を変更しようとするときは、事前に書面をもって部局長の承認を受けなければならない。

(使用許可の取消又は変更)

第 8 条 部局長は、次の各号の 1 に該当するときは、使用許可の取消又は変更をすることができる。

使用を許可された者が許可条件に違背したとき。

国において使用を許可した物件を必要とするとき。

(原状回復)

第 9 条 部局長が使用許可を取消したとき、又は使用を許可した期間が満了したときは、使用を許可された者は、自己の負担で、部局長の指定する期日までに、使用を許可された物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、部局長が特に承認したときは、この限りでない。

2 使用を許可された者が原状回復の義務を履行しないときは、部局長は、使用を許可された者の負担においてこれを行うことができる。この場合使用を許可された者は、部局長に異議を申し立てることができない。

(損害賠償)

第 10 条 使用を許可された者は、その責に帰する事由により、使用を許可された物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、当該滅失又はき損による使用を許可された物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、前条の規定により使用を許可された物件を原状回復した場合は、この限りでない。

2 前項に掲げる場合のほか、使用を許可された者は、本許可書に定める義務を履行しないため損害を与えたときは、その損害額の相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

(有益費等の請求権の放棄)

第 11 条 使用許可の取消が行なわれた場合においては、使用を許可された者は、使用を許可された物件に投じた改良のための有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還の請求はしないものとする。

(実地調査等)

第 12 条 部局長は、使用を許可した物件について随時に実地調査し、又は所要の報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

(疑義の決定)

第 13 条 本条件に関し、疑義のあるときその他使用を許可した物件の使用について疑義を生じたときは、部局長の決定するところによるものとする。